

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第19報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和元年9月30日 保医発0930第3号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・令和元年9月30日 保医発0930第6号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早333		下から13行目	094 気管・気管支ステント (1)～(2) 略 注 ア 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。 <u>ただし、大静脈へ使用する場合は1回の手術に対し2個を限度として算定する。</u> イ 略	094 気管・気管支ステント (1)～(2) 略 注 ア 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。 イ 略	字句挿入
411	右	上から7行目	D007 血液化学検査 (1)～(50) 略 <u>(51) FGF23 は、CLEIA法により、FGF23 関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分「D007」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンD₃の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。</u> (52)～(53) 略	D007 血液化学検査 (1)～(50) 略 <u>(新設)</u> (51)～(52) 略	字句挿入